

公 示

道路運送法施行規則第15条の14第1項第1号の規定による地方運輸局長が指定する運行系統及び指定する運行回数の変更の範囲について

制 定 平成13年12月25日 九運公福第42号
一部改正 平成18年 9月29日

道路運送法の一部を改正する法律が平成14年2月1日から施行されるのに伴い同法施行規則第15条の14第1項第1号の規定による地方運輸局長が指定する運行系統及び指定する運行回数の変更の範囲を次のとおり定めたので公示する。

平成13年12月25日
九州運輸局長 谷口 克己

記

1. 運行回数の範囲

現行届出運行回数	下 限 回 数	上 限 回 数
11～15.5	11	現行届出運行回数 + 5
16～25.5	現行届出運行回数 - 5	現行届出運行回数 + 10
26～60.5	現行届出運行回数 - 10	現行届出運行回数 + 15
61～100.5	現行届出運行回数 - 20	現行届出運行回数 + 20
101～	現行届出運行回数 - 30	現行届出運行回数 + 30

注1) ただし、競合系統の存しない系統で輸送効率が極端に低い場合であって、運行回数の変更が利用者利便の低下をまねかないと認められるときは、当該範囲に含まれるものとみなす。

ただし、次の場合を除く

- (1) 競合系統(運行系統の系統キ口の50%以上が他事業の運行系統と重複する系統。以下同じ)を有する系統。

(2) 下記の区間を経由する運行系統で、運行回数を増回する場合。

- ・ 国道 2 0 2 号線及び県道後野福岡線 (渡辺通り、明治通り)
福岡市中央区天神 1 丁目 1 0 0 1 先から天神 2 丁目 1 0 0 3 まで
福岡市中央区天神 2 丁目 1 8 4 番地先から渡辺通り 4 丁目 2 0 番 1 先まで
- ・ 福岡市道博多姪浜線 (昭和通り)
福岡市中央区天神 1 丁目 1 0 1 6 から天神 2 丁目 2 0 0 番地先まで

附 則 (平成 1 3 年 1 2 月 2 5 日 九運公福第 4 2 号)

- 1 . この公示は、平成 1 4 年 2 月 1 日以降に処分するものから適用するものとする。
- 2 . 平成 2 年 1 月 2 5 日付け九運自第 1 4 2 号の「道路運送法施行規則第 1 4 条第 1 項第 9 号の規定による地方運輸局長の指定する範囲について(運行系統及び運行回数)」は、平成 1 4 年 1 月 3 1 日をもって廃止する。

附 則 (平成 1 8 年 9 月 2 9 日 九運公第 1 9 号)

- 1 . この公示は、平成 1 8 年 1 0 月 1 日以降に処分するものから適用するものとする。